

中世奥嶋における「惣」と「村人」

その他のタイトル	Dorfgenossenschaft und ihres Mitgliedsrecht im japanischen Mittelalter : Ein Beispiel in Okushima Fronhof
著者	市川 訓敏
雑誌名	關西大學法學論集
巻	30
号	1
ページ	24-65
発行年	1980-05-15
URL	http://hdl.handle.net/10112/00025834

中世奥鳴における「物」と「村人」

市川 訓 敏

はじめに

近年、村上淳一氏によって、西欧近代法の成立が、それに先行する社会もしくは法状況と断絶的な関係にあるのではなく、むしろ後者と密接なかかわりを有していたことが明確にされた。⁽¹⁾ もっとも、従来より我が国においても、近代法の成立が封建制廃止に成功した市民革命にもとづくという見解に対して、それにもかかわらず西欧型の近代市民社会や国家が、西欧各地域の、それ以前の政治体制や社会様式と深い関連を有しているということが夙に指摘されてもきた。とはいえ村上氏の功績は、それを個々具体的な法規範や法思想のレビューで検証された点で、なお注目し値するといわなくてはならない。そのなかで村上氏は、とりわけ、西欧中世における法共同体——なかでもラント——の根強い残存が、西欧における近代法成立に深い影響を与えていることを明らかにされ——それを解体させてゆくなかで近代法的諸規範がうみ出されてくる——、法共同体の慣行・法規範の在り方が、その後の近代法の成立を大きく規定しているということを実証された。法共同体とは、西欧中世社会において重層的に存在する自生的権力体であり、下位身分者に対する家父長的支配と、共同体成員相互の自由にして平等な関係を軸にして構成され、かかるものとし

てかれら共同体成員は裁判集會を開催し、そこでの法癸見を通じて種々の規範形成をおこなない、共同体を運営していた。それゆえ法共同体は裁判共同体であり、そこでの良き古き法の遵守によって、個々の自権者から、もしくは自立的諸權力から成る共同体の平和を維持することが、共同体における最も重要な政治的課題であった。共同体の法を破ることによって平和を侵害した者は、共同体からの追放の危険にさらされた。このように法共同体は平和共同体としての性格を強く有していたのである。⁽²⁾

こうした西欧中世の法共同体は、農民の民衆共同体や都市共同体、領主の裁判団体からラント団体等々、中世社会において重層的に存在し、それらの法共同体、平和共同体が中世の法状況のもとで占める位置は、きわめて大きなものであったのである。

ひるがえって我が国の中世社会をみれば、そうした種々の自立的權力体が、やはり重層的に存在していることに気づかされる。近年の藤木久志氏や笠松宏至氏の指摘に明らかのように、守護もしくは地頭の裁判法廷は、それなりに独自の活動をおこなない、裁判権を中心にした權力の確立にむかつており、次第にそれらの実態が明確にされつつある。⁽³⁾さらには領主指導型の在地裁判や民衆共同体のレヴェルにあっても、成員による相対的に自立した裁判集會がもたれ、個々の裁判事件に則した法規範の集積がなされていた。⁽⁴⁾こうしたことは、わが国の中世社会においても、西欧中世にみられた法共同体に類似したものが存在したことを十分に予測させると考えられる。もっとも両者は、その歴史的背景や、その後の展開過程において相当異質な性格を有しているのであるから、単純に混同することは許されないにしても、西欧中世の法共同体が、わが國中世の重層的な、錯綜した種々の權力体を理解する上での、ひとつの指標になりうると思われるのである。

それゆえ本稿においては、日本中世の共同体が、こうした法共同体的性格をどの程度に有しているかという点を検討することになる。なかでも、自治的共同体のひとつの典型として以前考えられていた中世の惣の在り方を考察の対象に置きたい。というのも今日の惣村研究にあっては、かならずしもかつての石田善人氏に代表されるような見解——自立的、自治的な惣村像——は支持されることなく、むしろ莊園領主権力や守護との深い結びつき、もしくは従属が強調されもしているのであり、惣的結合がどの程度自立的性格を有しているかを明確にすることは、今日においてもなお重要な課題であろうし、そのことの検討によってわが国中世の共同体的性格を、ある程度検証することが可能になると思われるからである。それとともに共同体の性格を考える上でさらに重要な点は、それを支える担い手などのように理解するかということにある。とりわけ後期中世にみられる村落乙名層をどのように把握するかについては、既に惣村史の側からするアプローチや、領主制論あるいは社会経済史等の観点による長い蓄積がなされてきている⁽⁵⁾。ある意味では惣村乙名層の性格規定の如何によって、惣村それ自体の評価にも決定的な影響を与えてきたと言っても過言ではなからう。例えばかつて黒田俊雄氏は、室町時代の畿内庄園における名主層が「代官的村役人的側面と自治代表的側面」をあわせ持つことを指摘されたが、その後の研究史は、ある場合には前者を強調することで、他の場合には後者に留意することで、様々な色合いを呈してきた感がする。実際これら惣村乙名層がどのような地位——経済的、社会的、身分的等々——にあり、惣内部でどのような諸関係をとり結び、あるいは対外的にどのような位置におかれていたのかを個々具体的に検証することは、今日においてもなお追求さるべき重要な課題であろう。しかも、惣村関係文書にひとたびふみ込むならば、なお解決されていない諸問題がすくなく存するのであり、それらのひとつひとつにさまざまな光をあて、検証をくりかえす作業は、さらに長期にわたって継続されてゆかねばな

らないと考える。

ここに主として取り上げる近江国奥嶋庄（現在の滋賀県近江八幡市島町を中心とした）は、菅浦や今堀とともに惣村研究史上著名な庄園としてしばしば論及されてきたものである。⁽⁸⁾しかしながら、大嶋・奥津嶋神社に残されている史料のうちの多くは、宮座関係文書であって、対庄園領主、対外権力状況との関係、個々具体的な生活実態等についてわれわれに知らせてくれる史料は、数の上からすればさほど多くはない。それゆえ菅浦、今堀に比較するならば、著名なわりには、本格的研究は意外とすくないとおもわれる。⁽⁹⁾とはいえ最近に至って田端泰子氏により、中世後期の惣庄・惣郷の機能と役割を解明するという観点から奥嶋庄についてあらたな問題が提起された。⁽¹⁰⁾傾聴すべき点は多く見出されるが、なかでも、①惣庄の機能の分析を通じて、中世後期の惣村が、「領主権をさまざまな形で獲得しており、在地領主と並ぶ、一個の自己完結的な在地権力としての性格」を濃厚に有していることを指摘された点、②惣村類型として、その担い手の在り方から在地領主型村落、地侍型村落、村人型村落という三類型を提示されて「村人」型村落を純粹惣村として積極的に評価されたこと、すなわち奥嶋・今堀等において、「村人」と称する人々が惣的結合の重要な担い手として登場している村落類型を重視された点、③個々の惣村レベルを超えた次元での問題解決の場としての惣郷結合を重要視された点などが注目に値するといえよう。田端氏の見解は、中世惣村の法共同体としての性格を十分に示唆するものであり、本稿はそれらを手がかりにして、いますこし惣的結合の担い手の問題及び惣の内外に対して惣的結合の占める位置を検討することにする。

(1) 村上淳一『近代法の形成』（岩波全書三二二）

(2) 例えば前掲書一五頁以下参照。

- (3) 藤木久志「戦国法の形成過程」(『戦国社会史論』所収)、笠松宏至「中世在地裁判権の一考察」(『日本中世法史論』所収)
- (4) 宮島敬一「戦国期における在地法秩序の考察」(『史学雑誌』八七の一)
- (5) 近年において重要な論点を提供しているものとしては、例えば藤木久志「荘園制解体期の村落と領主」、「戦国期社会における中間層の動向」(いずれも藤木『戦国社会史論』所収)、峰岸純夫「惣郷と惣村」(『講座日本史』3所収)、佐藤和彦「中世の階級闘争と国家権力」(『大系日本国家史』2所収)——数多くの関連文献が枚挙されている点でも参考となる——、村田修三「惣と土一揆」(岩波講座新版『日本歴史』第七巻所収)等がある。
- (6) 黒田俊雄「畿内庄園における在地の諸関係」(黒田『日本中世封建制論』所収)二四六頁。
- (7) その意味で近年の仲村研氏の一連の研究などは重要である。仲村研「近江国得珍保今堀郷の『惣』覚書」(同志社大学『社会科学』11所収)、「近江国得珍保今堀郷研究の成果と課題」(同『社会科学』20所収)——とくに戦後における24の論文の詳細な紹介と批評から成っている——、「近江国得珍保今堀郷の村掟」(竹田聴洲博士還暦記念会編『日本宗教の歴史と民俗』所収)。
- (8) 以下において使用する史料は、滋賀大学経済学部史料館『研究紀要』所載の『大嶋・奥津嶋神社文書』であり、文書番号もそれに従っている。
- (9) 奥嶋庄に関しては、畑井弘「山野湖水の用益と村落共同体」(畑井『守證領国体制の研究』所収)、渡辺澄夫『増訂畿内庄園の基礎構造』中の第十一章「青蓮院領近江国奥嶋庄」、萩原龍夫『中世祭祀組織の研究増補版』第四章第四節A「近江国奥島荘の場合」、佐野雅一「中世後期奥嶋庄の若宮神田土帳について——若宮・如法経道場の一断面——」(『史朋』11所収)がある。それ以外に部分的に論及し、なおかつ重要と目しうるものとしては、清水三男『日本中世の村落』(昭和十七年版)一一二—一一六頁、一九〇—一九一頁、萩原前掲書第五章一「村人」の意味の変遷)、黒田俊雄「村落共同体の中世的特質」(黒田『日本中世封建制論』所収)一四〇頁以下、丸山幸彦「中世後期荘園村落の構造——今堀郷における村落共有田の形成を中心に——」(『日本史研究』一一六所収)、横井清「中世における卑賤観の展開とその条件」(『中世民衆の生活文化』所収)等がある。

(10) 田端泰子「中世後期における領主支配と村落構造——惣庄・惣郷の機能と役割——」(『日本史研究』一八七)。なお田端論文は一九七七年度の日本史研究会の大会報告であり、それについての若干のコメント、及び宮島敬一氏による批判(『日

法共同体としての民衆共同体を考察する上で、田端氏の所謂、自己完結的な権力体としての「村人」型村落の重要性はいうまでもない。とはいえ田端氏は、惣村の諸機能を顕現したこの種の村落が、今堀・菅浦等のごく限られた村落にしかみられず、中世後期の畿内村落のなかでも特殊な事例に属すると考えられた。⁽¹⁾それゆえ、そうした民衆共同体、すくなくとも「村人」による地下支配を推定しうる共同体が、特殊な、あるいは例外的なものにすぎないのか否か、という点がひとまず検討されねばならない。というのも、もしそうであるとすれば、そこには理念的な意味をみとめても、歴史の意味は相対化されてしまい、そのため田端氏のなされた評価も、「人民的権利の一定度の開花」といった抽象的で、無内容なものに陥らざるをえなかったのであり、同時に先述の重層的な法共同体の競合状況といったことがらも、民衆共同体のレベルでは否定されたことになる。

「村人」型村落に対する田端氏の評価が、その村落三類型の設定の仕方由来していることはいうまでもない。そうした分類に意味がないわけではないが、田端氏にあっては、しかしながら、その分類が理論的に明確になっているとは思えない。氏は村落機能の掌握者という観点から横断的な分類をおこなわれているが、それらの三類型の関係のもつ意味に説得力が欠けており、どのような相違があるかについて必ずしも明らかではない。したがって例えば「在地領主型村落」では、惣庄の生産的機能・政治的機能が在地領主に掌握されてしまったと述べるだけで、両者の様々な関係——主従制や政治的緊張関係等々——は捨象されてしまい、「在地領主型村落」としながらも村落自体は何ら

考察の対象になっていないといった奇妙な事態になっているのである。宮島敬一氏も田端氏の三類型を問題にされているが、そのなかで宮島氏は、三類型が史料自体の性格による差異から生じたものではないかという疑問を出されている。すなわち、「在地領主型村落とされた革島南庄、朽木庄に関する史料は各々の荘園のまさに在地領主の史料であること、また地侍（主導）型の上久世庄・久我庄のそれは荘園領主史料であるから庄官・名主層の動向が中心に記されるものであること、そして村人型のそれは在地の神社文書であるから村落のために作成・保存される」のであり、田端氏の三類型についての見解が史料の性格を反映しているのにすぎないことに注意をうながされた点である。

「村人」の現われ方の問題についても同様に、それが史料の性格に由来している、と指摘されたことが重要である。奥嶋惣についていえば、対庄園領主関係の文書には、実態は「村人」でありながら、それが名主・百姓としてしか史料上に現われず、「村人」としてはもっぱら惣内部、とりわけ村堂や祭祀にかかわる場面に登場してることが特徴となっている。⁽³⁾ それゆえに、現実には「村人」として存在するにもかかわらず、文書作成の意図や保存の目的等によって、それが史料面に全く現われてこない場合もかなりあると考えなければならない。

例えば田端氏が在地領主型の村落の典型と把握された朽木庄の場合でも——もともと、田端氏はそこでの村落の状況を何ら分析されてはいないが——、維新以前の段階で、宮前坊に所在する邇々杵神社及び市場の山神社の宮座座衆を室戸と呼び、荒川伊吹神社の座付について「惣ムロト例座」と称されていたことが伝えられている。⁽⁴⁾ 後にみるように、ムロトはモロトなどとともに、「村人」Ⅱ「むらんと」の語の近世的に変容したものであり、中世の朽木庄にも「村人」と称する者達が存在したことを十分に予測させると考えねばならない。朽木庄ではないが、朽木氏の支配した近隣の河上庄をみると、年不詳（とはいえ戦国末期と推定しうる）の「河上庄地頭廿五房田教帳」（内閣文庫「朽

木家文書」に、「室戸」あるいは「松本堂村人」とあり、領主支配下に「松本堂」といった草堂に近い村堂に付属するものとして「村人」が現われていることを知りうる。もっとも、朽木庄の場合は史料的に明らかでないが、幾多の「惣中」がそれなりに独自の行動をとっており、永正元年（一五〇四）十二月二十五日、平良小川惣の十五人が椋川・麻生に同心しないという神文誓約をしている（朽木つる氏所蔵文書）ことなどは、そのことを端的に示すと言えようし、中世後期に輩出したこれらの「惣中」の動向を子細にみれば、所謂領主型村落として、村落の主要な機能を領主側に吸収してしまった^⑤、とも思えないのである。それらの「惣中」は、10軒から40軒の家数をもち、洞谷惣中が洞谷・家一・犬丸・上という、より小規模な垣内から構成されていたように、各々重層的な構造を有し、それらの小規模な垣内の上にある「惣中」が領主支配の単位であった。朽木氏がこれらの「惣中」を大きく規制していたことはいうまでもないにしても、例えば寛正年間の売券中にしばしば、「ちけのひはんうけ、^⑥（地下）公方としてさいくわんにをこなわれ可申候」と、所謂公方・地下連記型罪科文言が付されているように、^⑥（批判）すくなくとも「地下の批判」の場が形成され、売買者をも包みこんだ地域共同体に固有の法圏が存在していることの意義は軽視されるべきではなく、そこには、「村人」型村落との共通項をみとめることができる、ともいえるのである。このようにみてゆけば、惣庄的機能を何らかの形で有している中世村落は、かならずしも特殊とはいえず、「村人」の地下支配がおこなわれている事例も例外的なものとする^⑦ことはできない。朽木氏支配下の朽木庄に関する領主文書では「村人」ではなく「惣中」が前面にあらわれていたが、近江菅浦の場合も惣庄・惣中といった名称が主としてあらわれている。もっとも、嘉元三年（一三〇五）二月十二日、隣庄大浦との境界争論での訴訟費用がかさむために、村人八二郎大夫以下連署して彼岸上分物一五〇貫文を、「菅浦村人等之為沙汰」て借入していること（『菅浦文書』七四一号）や、元徳三年（一三三三

一) 二月二日に、村人等成願・平三入道已下輩が日吉上分物催促の使者二人を殺害して、領主の検断行使を阻止したこと(同、二八八号)など、鎌倉末期の菅浦の重要な局面に「村人等」があらわれていることを知りうるのである。ともあれ、朽木庄や菅浦の事例は、のちにみるように「村人」が信徒共同体的な性格を濃厚にもつのに対して、早くから世俗化をあげたがために「惣中」「惣庄」として現われてくるものと解される。

ところで、「村人」による強力な地下支配がおこなわれていた事例は、田端氏の挙げられた近江の山門領以外にも、例えば紀ノ川流域の惣村——粉河寺領の東村・根来寺領の柏原村などに見出せるが、ここでは近世以降に宮座の座筋を表わすものとして用いられた「モロト」、「ムロト」なるものに注目してみたい。萩原龍夫氏によれば、それは近江地方をはじめ、若狭・尾張・大和・紀伊等、畿内周辺をとりまいて存在し、舊人・村生人・守人・諸古・室戸・諸人・諸頭といった字が当てられている。⁽⁸⁾「モロト」あるいは「ムロト」は、村落民のなかの特定の座株保有者を示し、例えば菅浦の須賀神社の「諸人」制では、二つの村社ともに二五戸ずつ諸人の家筋をもち、その中から神主を出していた。近世のモロトは、中世の「村人」Ⅱ「むらんと」が祭祀に密接なかわりを有するとともに、自己完結的な権力の担い手として現われるのに対し、かなりの程度に村社に付属する祭祀団体に限定されてしまっているという特徴をもっている。それゆえ肥後和男氏は、これを宮座の神事を勤める頭人仲間を意味するものであり、基本的には「諸頭」の義、つまり複数の頭人を言い表わしたものと解されている。⁽⁹⁾とはいえモロトは、その言葉からして中世の「むらんと」とのつながりを示すとともに、信仰団体的性格をもつことや員数を特定化された団体であることなどの点で類似した面をもち、両者が深い関連を有していることをうかがわせる。萩原龍夫氏もまた、近世のモロトが中世の「村人」の後身であることを指摘され、「中世の『村人』は、はじめは村形成の主体であったが、のちには村内部の

特権的地位に固執する保守勢力を指すものとなり、意味不明のモロトなる語に転移したのであろう。」と推察された。⁽⁹⁾近世のモロトが意味不明のものか否かという点は後に検討するが、とにかくも近世以降の畿内において、こうしたモロトに至るところに見出され、しかも中世の「村人」⁽¹⁰⁾と密接な関係を有していることからみれば、「村人」型村落を田端氏が特殊とみなされたことは必ずしも妥当とはいえないことが明らかであろう。従って、「村人」型村落は畿内において一般的にみられた在り方とみるべきであるし、ムラント——モロトの問題は、田端氏が考えられていた以上に重要な問題であり、あらためて考察しなければならぬ。

ここで二つの問題が検討される必要がある。ひとつは、そもそも「村人」と称されているものは何か、つまり何故に「村人」⁽¹¹⁾とむらんと、という名称が用いられて登場してくるのか、という問題であり、他のひとつは「村人」がどのような身分的階層、経済的地位に位置する人々によって構成されていたのか、という点である。というのも後者についていえば、延徳元年（一四八九）十一月四日の今堀の掟第九条に、「惣森ニテ青木ト葉かきたる物ハ、村人ハ村を可落、村人ニテ無者ハ、地下ヲハラウヘシ」⁽¹²⁾とあるように、惣有林に関する処罰が、村人の場合は村人の地位の剝奪、村人でない者は他所への追放と、処罰内容が、「村人」とそうでない場合とで異なっており、惣内部で二つの身分が存在していることを示しているからである。奥嶋の場合でも、貞治六年（一二三六）の段階には「村人中」と「百姓中」とが区別して記されている（60号）など、「村人」が限定的な意味あいを含んでいるのが通例である。それゆえ前者の問題についても、「村人」は単なる村住民や里人といったものと、すこし違ったニュアンスを含んでいると考えるのが自然であろう。平安末期にしばしばみられた「住人等」や、鎌倉期での「根本住人」、「百姓等」にしても、単なる荘民・村住民以上の意味を有しており、⁽¹³⁾そのことからしても「村人」を今日的に理解してはならないと

いえる。これらの問題に関して、田端氏は「村人」型村落を強調されているにもかかわらず、「村人」そのものについては全く言及されず、また「村人」団体の身分構成についてもかならずしも明確であるとも思えないので、以下において検討を試みることにする。

「村人」という語が文献にあらわれる比較的早い例としては、奈良時代の様相を示した『日本霊異記』にみえる次のような記事であろう。

其里(註・紀伊国那賀郡弥気)有一道場、号曰弥気山室堂、其村人等、造私之堂故、以為字、(下巻第十七)

紀伊国名草郡貴志里、有一道場、号曰貴志寺、其村人等、造私之寺故、以為字也、(下巻第二八)

ここでいう「村人等」が里人の意であるか否かは明らかでないが、貴志寺も弥気堂ともに「道場」と呼ばれ、その地名が堂の名称とされており、土地との深い結びつき、村落の信仰の場所として農民生活の中心に位置していたことをうかがわせる。直木孝次郎氏の指摘にもあるように、⁽¹³⁾当時の「堂」は簡略な設備で粗末な仏像をおいた程度のもので、専門の僧侶もなく、無住の場合が少なかつたが、弥気堂には沙弥修行や沙門豊慶が住み込んでおり、貴志寺には優婆塞が居住していた。また、その優婆塞が寺内に人の気配を感じて、「行路之人、得病参宿」かと思案していることからみて、旅人がこれらの堂に身を寄せることもあったと考えることができる。このように「村人」と村堂との関係は、かなり早い時期から見出すことができるが、⁽¹⁴⁾以下においては近江の奥嶋惣に即して、「村人」の問題を考えてみたい。

奥嶋惣における「村人」の初見は、鎌倉中期、弘長三年(一二六三)五月八日付の「大嶋社神事日記」(3号)の

作成者、差配者として、「津田ムラ人 助高・宗利、嶋ムラ人 サカノウヘノヤス友・ムネヤス」が署名しているところに見出される。ここでいう神事とは、「タウ日ノ御酒(當)へ、シマニ(嶋)両社五合アテ、ツタニ(津田)両社五合アテ(宛)」であるとか、「たう日(靈)き(飯)やう(料)へ、はんれうにハ村人中請米売石あておろすへし」(13号)といった内容から明らかのように、大嶋奥津嶋両社の神々を祭り、厳肅なる共同飲食を行なうことが中心であった。当時の大嶋社が村堂的な規模のものであり、住民の守護神たる性格を有していたことは、「当社雖全仁祠之薨、猶無拜殿之構、爰村人等致寸鉄之勸進、終土木之鄭功畢」(21号)とあることより明らかであるが、弘安四、五年の座衆や神事に関する史料には、「当日之饗モ横座六人、五合可増之也」(8号)、「ヨコサ十二人ニハコムロミニサケヲモルヘシ」(10号)とあり、員数は流動的であるが、最上座の横座をはじめとして、中サ・カメサ・シンサと、座衆が位階的に編成されていたことがわかる。⁽¹⁵⁾ 中世末期の今堀の場合にも、弘治二年(一五五六)の村掟第六条に「新座之者、惣並之異見きんせひ事」として、新入座衆の発言権が抑制され、また応永十年(一四〇三)二月の座公事掟状に「チケノ中人マウトノ人々ニライテハ、三ツアニテアリトモ、シモニツクヘシ」とあり、地下人II「村人」のうちの「間人」身分のものを、同年齢の「村人」よりも三歳下のものとして算定する、としているように、年齢差ということを中心にして格差が設けられていた。⁽¹⁶⁾ このことは「村人」成員が多様なものからなり、内部的に流動的なものであったことを示している。⁽¹⁷⁾ とはいえ初期の段階、すなわち鎌倉中後期での「村人」の中核的な部分は、著名な弘長二年(一二六二)の「奥嶋庄隠規文」(2号)に署名している「勅使大中臣利弘」や「佐伯宗利」等、下級庄官や強剛名主層に類するものと同一の身分層に属し、中・小農民層を扶持関係などを通じて支配していた「根本住人」であった。しかしながらかれらは、例えば預所法眼の下文が「奥嶋御庄沙汰人百姓等」に宛てられ(1号)、あるいはまた、「奥嶋百姓等一味同心事」(5号)として現

われていることから明らかなように、武士身分に属するのではなく、「百姓等」として位置づけられている存在である。この時期に「村人」として登場している佐伯宗利、利宗、錦弘貞、弘真、大中臣利弘らは、いずれも「庄隠規文」の署名者でもあるが、かれらは「庄隠規文」には「村人」として登場してはいたわけではない。より厳密にいえば奥嶋関係文書には、「村人」は村堂、あるいは村堂財産との関係以外には一切顔をみせることがない。いうまでもなく村堂やそれに帰属する財産は惣結合の重要な基盤であったが、村堂にかかわる以外の庄関係、対庄園領主関係にあっては、かれらは「沙汰人」もしくは「名主百姓等」としてしか現われてはこない。そして「名主百姓等」と「村人」との関係は、「名主百姓等」から「村人」へといった変遷を示すものではなく、最初から最後まで、それをとりまく関係の相違にしたがって、つまり庄園関係の次元では「名主百姓等」として、共同体レベルでは「村人」として現われてくる、というものである。⁽¹⁸⁾従来「村人」というものにさほど注意がはらわれなかったのも、それが「名主百姓等」と実体をほぼ同じくしていたからであると思えるが、両者が別の局面に登場するとすれば、それが何故に「村人」として現われてくるかが問われねばならない。

奥嶋の場合、「村人」の性格を端的に示す史料は次のものである。

定置 大嶋大座修理田事

合老段者 此内半者、津田村人分也

右、件修理田者、両庄大座村人中、中庄自字紀太郎手、買取天、加借屋修理者也、而老段買券於兩村人書分テ、座衆中預置之処、嶋分於引失之間、為向後亀鏡所書改也、……

嘉曆元年五月廿三日

西念 青蓮 道円

道信 乗念

津田村人為向後証拠署判

錦守末 大中臣宗房

ここにいう「座衆中」は、大座への出仕資格をもつ成員集団を表わすものであって、大座のなかの特定の機関を指すものではない。したがって「両村人書分テ、座衆中預置」とあるのは、嶋・津田の両村人が購入した土地の買券を書き写して、各々で保管していた、ということしか示してはいないのである。つまり、「大座村人中」は「座衆中」と同一の意であって、それ以外の何ものでもなく、大嶋社に付属する大座の座衆を「村人」と称していたことがわかる。永徳二年（一三八二）の寄進状（79号）には「大宮殿の嶋人中へ」とあり、大宮殿（大嶋社）に嶋村人が付属していたことを示しているし、貞和二年（一三四六）以降にその姿をあらわしてくる涌出若宮社にも「村人」が付属していたことが、応安五年（一三七二）の寄進状（73号）に「若宮殿の村人中へ」とあることにより知られるのである。また、萩原龍夫氏の紹介された、奥嶋に近隣する比牟礼八幡神社所蔵の延文四年（一三五九）三月佐々木氏頼下知状⁽¹⁹⁾にも、

比牟礼社神事以下近年□座衆村人等令対捍祭礼供奉、剩号村人等之計、於山上取鳥伐取山木令売買之由有其聞、為事実者太不可然、……

とあって、座衆である村人が神事を対捍したことについて訴えられている。このように「村人」は、明らかに座衆を指すものとして使われており、しかも一般的な「村人」、といったものではなく、特定の社に付属するものとして存

在したのである。

もつとも萩原氏は、村人を限定的に言い表わして、「氏持村人」・「氏人村人」と呼ぶことのあったことを指摘され、「村人」という語に村民一般を指す場合もあったため、こうした限定語が付されたのではないかと推察されている。とはいえ、先にも言及したように、「村人」自体が内部的に多様なものを含み、種々の座によって位階的な構成をとっているとはいえかなり流動的な成員を含む団体であることを思えば、たとえ現実には村構成員の大半が「村人」の成員であったとした場合でも、「村人」が抽象的な意味で村民一般を示すとは考えにくい。もしそうであれば、「村人」が大嶋社や、若宮社に付属するものとして現われてくるという事態を理解することができなくなる、と思える。したがって、「氏持村人」といった表現も、「座衆村人」と同一であり、したがって「座衆」「村人」「氏人」と表現こそちがえ、同じ意味で用いられていたと思われる。

しかしながら、特定の村堂に付属する「村人」＝座衆——それゆえかれらが座公事を負担する義務を負っていたことは、今堀惣の応永十年二月日の「座公事掟状」に、「コトコトクサクシヲ出サラム人ノ者サエハ入申ヘカラス」とあることから知られる——への参加資格が、村落成員であることに由来すると考えることは可能であろう。この点について仲村研氏は逆に考えられている。すなわち仲村氏は、延徳元年(一四八九)十一月四日の今堀惣の掟第五条に、「惣ヨリ屋敷請候て、村人ニテ無物不可置候事」とあり、村人でない者が惣より屋敷を借り請けることができなといった点などを分析されて、「村人」とは家屋敷の所有者として惣より認定されている者であることが明らかであり、この認定された者が宮座への出仕資格をもつ者と思われる。ただし、家屋敷所有者であっても掟に背反したり、七歳を過ぎて『村人』の養子となった者は『村人』と認定されないし、また現実に家屋敷を所有していても、惣

より家屋敷の所有者として認定されない者は『村人』ではないのである。」とされて、「村人」を家屋敷の所有者として惣が認定した者と考えられ、「村人」は家屋敷所有者であることが宮座への出仕資格をもつことにつながるとみなされる。⁽²⁰⁾つまり厳密にいえば、家屋敷所有者であることが座衆たることに先行するのであって、「村人」は座衆とは考えられてはいない。家屋敷という包括概念を基本にして「村人」を考えると思考方法をとられている。屋敷保有と「村人」との密接な関係を指摘された点で、仲村氏の見解には注目すべきものがある。とはいえ「村人」を屋敷所有者とみなした場合、いくつかの問題が生じてくると考えられる。仲村氏は、現実に屋敷所有者であっても、掟に違反するなどによって、惣より屋敷所有者と認定しないことがあると考察された。しかしながら、はたしてこういった事態が考えられるであろうか。つまり、惣が屋敷所有者として認定しないという場合、その屋敷は検封・破却されるのが通常であり、認定しないものが存在するということは当時の厳格な惣の在り方からみて想像できないことはなかろうか。仲村氏は文亀二年（一五〇一）三月九日の村掟に「右背此禁制旨輩在之者、於地下人者、出仕同座可停止、後家孤族ハ在所可撥」とあるのを挙げて、「地下人」は掟に違反した場合、宮座への出仕を停止されるが、『村人』でない『後家孤族』は今堀村より追放されるというのである。『後家孤族』は屋敷を所有しているのであるが、惣に対する公事夫役の勤仕可能な成人男子が不在のゆえに『村人』と認定されないのである。「と述べられている。しかしこれなども、「後家孤族」を屋敷所有者として認定するか否か、といったことよりも「村人」であるか否かが問題にされているのであるし、七歳を過ぎて「村人」の養子となっていた者についても、屋敷所有といったことではなく、それ自体が問題にされて、「ユイシハ七子ヨリスキテメサレ候ハ、座ヘハ不可入者也」（延徳元年村掟第十九条）と規定されているといえよう。とりわけ、「村人」である地下人と、そうでない者とで、一方は出

仕同座停止、他方は追放というように制裁が区別されているという問題、何故に「後家孤族」を重く処罰したのかという問題は、家屋敷の次元からは決して出てこない。氏の指摘にもあるように、本来ならば「村人」である成人男子がはたすべき義務を履行していないという点に「後家孤族」の問題がある。つまり「村人」としての責務をはたさず、その資格を有さないにもかかわらず、惣の保護のもとにある以上、よけいに掟を遵守すべきであるという考え方が基本にある。それゆえに「村人」資格をもたない者の掟への違反は、より重く罰せられなければならないのである。このことは、惣掟を遵守することと「村人」たる資格とが適恰的に考えられていることを意味する。掟の作成——法の定立が惣団体の成員であることの資格と密接に結びつけられているのであり、それは「村人」が、惣の成員権保有者の徴表であることを示していると思われるのである。ともあれ、現実に屋敷を保有していても「村人」資格をもたない者がいるということは、「村人」≡屋敷所有者と考えることを躊躇させるし、また先にも触れたように、特定の社に付属するものとして「村人」が存するということからしても、必ずしも屋敷保有と「村人」とを直結させることはできないと思える。さらには、屋敷保有という点でのみ考えた場合、何故に惣掟遵守の問題が「名主百姓等」といった形をとるのではなく、「村人」の資格を問題にするといった形で、登場してくるか、という問題を解決することができないのである。

以上のように考えることができるのであれば、「村人」は「名主百姓等」とその実体を同じくするとはいえず、村落共同体における成員権を保有する人々によって構成され、それが惣的結合の中核に位置する村堂に付属する祭祠団体として、共通の守護神をいただく信徒共同体として現われた場合に、「村人等」として登場するとみなしうる。したがって「村人」団体の結合は、単なる近隣関係や慣行による以上に、より強力にして緊密なる結合をうながすものであ

り、神前での神聖な契りにもとづくがゆえに、惣的結合の精神的紐帯の基礎となりえたのである。

- (1) 田端氏前掲書、八一頁。
- (2) 宮島氏前掲書、六五頁以下。
- (3) この点については後述する。なお、田端氏が問題にされた預所非法、下司非法などについての奥島村人と山門との関係史料には、「名主百姓」としてしか現われていないことが注目される。また、宮島氏も問題にされているように、田端氏にあっては、「村人」と「名主百姓等」との関係が明示されておらず、さらには、何故「村人」として現われてくるのかという点が不問にされている。
- (4) 『朽木村志』三六八頁以下。
- (5) 「惣中」の動向については仲村研「中世後期の村落」(『日本史研究』90)、同「朽木氏領主制の展開」(『社会科学』5)が詳しい。
- (6) 内閣文庫『朽木家古文書』。公方・地下連記型罪科文言に関しては、笠松宏至「中世在地裁判権の一考察」(『日本中世法史論』所収)を参照のこと。
- (7) 拙稿「村堂への『寄進』行為について」(『法学論集』27ノ4)。
- (8) 萩原「村人・氏人・氏子の意味の変遷」(『中世祭祀組織の研究』所収)。
- (9) 肥後和男『宮座の研究』四七頁。
- (10) 萩原氏前掲書、三〇六頁。
- (11) 「今堀日吉神社文書」。
- (12) 「百姓等」の問題に関しては、関口恒雄「中世前期の民衆と村落」(岩波『日本歴史』中世1所収)、「任人等」については拙稿「中世初期高野山領官符庄における庄園法の形成」(『法学論集』26ノ2)。
- (13) 直木孝次郎「日本靈異記にみえる『堂』について」(『奈良時代史の諸問題』所収)。
- (14) 上井久義氏によれば、古代社会においては、「本来、村落には、必ず宗教儀礼を行なう聖なる地域を有し、村人が同時にその信仰集団の構成員であったのが、最も一般的な姿だったようである。したがって、一つの共同体には一つの社があった

中世奥嶋における「惣」と「村人」

たと考えられる。風土記によると、常陸国の霞が浦にある浮島村では、戸数は十五、田は七八町にすぎないが社が九つもあった」とのべられ、「儀礼内容は、祭礼に御饌を奉り、村人が会して酒食を共にすることであった」と記されている(上井久義「中世村落と社・寺堂」(日本宗教史研究会編『共同体と宗教』所収)。

(15) 応安元年(一二六八)には横座は左右に分かれており(64号)、またラモサ・カタサといった座がうまれている(94号)。

(16) この点については、仲村研「近江国得珍保今堀郷の村掟」(『日本宗教の歴史と民俗』所収)二四二頁。

(17) 永仁六年(一二九八)、近隣の中庄と供祭駄をめぐって争った際の規文には、北津田村人三九名、奥嶋村人五八名が署名している(16号)。そこには「まこ次郎・又三郎」といった名称もみえ、緊急時の集会であることを考えあわせるならば、この当時の「村人」成員のほぼ全体を示していると思える。なお、後の時代の明応二年(一四九三)「大嶋奥津嶋社神興装束勸進帳」(46号)には津田庄分として65名、奥嶋庄分として48名の出銭が記録されており、当庄の家数を知るめやすとなる。

「村人」は、日常的な運営にあっては数名の者によっておこなわれていたが、その成員は、近世以降のモロトのように、固定された家筋に特定化することはできない。ただし、

定 大嶋御供料之事

(略)

一大嶋大座村人之教之事

神田領村人廿三人之膳ハ可有之、此外ハ膳ハ不可有者也、

嶋庄村人ハ廿一人之膳可有之、此外之膳ハ不可有之、

(略)

応安元年

両村人

とあるように、その時々「村人」成員の員数を特定化する場合もあった。また、文安四年(一四四七)以降、四年ごとに作成された「南津田庄御供料日記」には、

六斗 津田村人中エ

津田ヲトナエ四人

六斗 嶋ノ村人中エ

一斗ハ御馬上ノなうらい

六斗 嶋ノ村人中エ

嶋ノヲトナエ四人

六斗 嶋ノ村人中エ

一斗ハ御馬上ノなうらい

と記され、「村人」中のオトナを、これ以降各々四名としていることが知られる。

(18) こうしたことは、例えば今堀惣の場合にもあてはまる。

(19) 萩原氏前掲書、二八四頁。

(20) 仲村研「近江国得珍保今堀郷の村徒」『日本宗教の歴史と民俗』所収) 二四〇頁以下。

二一

このように「村人」の信徒共同体たる性格に着目してみるならば、中世の「村人」は、かなりの程度に変質しているとはいえ、近世以降に見出される宮座の座筋を表わすモロト・ムロトと一脈を通じるものがあり、モロトが「村人」の後身であることをほぼ認めることができると思える。近世のモロトはその家筋が厳密に固定され、他からの干渉を許さなかった点や、中世の「村人」が自生的な惣の権力と密接な関係にあったのに対して、宮座のワク内に限定されて直接には村落行政とのかわりを喪失している点で、「村人」とは異質なものになってしまっている¹⁾。それがモロト・モロコ・ムロトというように称され、様々な当て字が使われるようになったことなども、それが最初の意味を失い、後代になるにつれて何を表わすが不明になってきたことを端的に示しているといえよう。その点で、萩原氏がモロトを、意味不明の語と呼ばれたことは正しい、と思われる。とはいえ、それがモロトと称された原義を検討するといふ作業がまだ残されている。以下においては、すこしその点について考えてみたい。

モロトについて様々な当て字を使っていたことは既に触れたが、そのなかで意味を了解する可能性があるのは二つの用法、すなわち「諸頭」と「諸人」だけである。前述のように、肥後和男氏は「諸頭」という用法に注目されて、

神事を勤める複数の頭人、すなわち頭人仲間を意味したのではないかと推定された。なるほど、宮座の座筋であるという点からみてゆけば、そうした理解が可能でないとはいえない。即ち、「諸頭」は「諸頭人」からきていると読めなくもない。奥嶋惣にあっては、「又次郎永仁三年正月正トウ」^(頭)、「トヨ太郎正応四年スケトウ」^(助頭)（12号）とあって、毎年その年の正頭・助頭を選出しているが、それらが正・助の頭人を指すことは言うまでもないし、それゆえ「諸頭人」を「諸頭」と称することはありうるといえる。が、しかし、近世のムロトが「村人」の後身であるとするならば、それを頭人仲間の意に限定してしまうことには問題があるし、さらにまた、言葉の用法としても、「諸頭」を複数の頭人と読み込むことにはいささか無理があるように思われる。むしろそれよりも、日本語の用法としてもより自然なのは「諸人」という用法であり、これは普通にモロヒト・モロウトとして使われている。⁽²⁾先に挙げた菅浦のモロトも、この「諸人」を当てていた。それゆえにひとつの可能性としてあるのは、この「諸人」という呼称が「村人」||「むらんど」から「モロト」への転移過程において用いられたという見方である。

この見方をすすめる上でひとつの参考となるのは、戦国期近江の堅田に存在した「全人衆」なる存在である。これを分析された峰岸純夫氏によれば、「全人」とは「全い人」の意であり、「全人」「正人」「真人」とあるように、正直者を表わす。⁽³⁾中世末期の一向一揆の重要な拠点である堅田は、供御人に系譜を引く根本住人である「殿原衆」と、紺屋法住・研屋道円・麴屋太郎三郎衛門らによって指導された、鍛冶屋・油屋・舟大工・桶屋・番匠・糸屋・具足屋・白銀師等、職人・商人層を多く含むところの、諸国を遍歴した後定着した「渡り」の「全人衆」という二重構成をとり、その他「マウ人、タヒウ人、譜代家人、下部」の下層民から成っていた。「全人衆」はその後、紺屋法住の建立した堅田本福寺の門徒団を形成し、さらには講組織を通じて各地の惣村を統合していた。堅田住民は応仁二年

(一四六八)、海賊行為の科により山門より焼打ちにされて一時、奥嶋に近い沖島——軍事基地として知られている——に逃れたが、後に全人衆の財力によって還住し、この事件を契機に全人衆の地位が向上したことが、「応仁ノ乱ヨリ当所ニオヒテ万公事辺ノ儀輕重ヲタムシ殿原衆全人衆両方ヲチアヒテワタクシナキヨウニケンタンヲナス、当方ニカキチカエイタシアヒタリ」(『本福寺由来記』)とあるように、殿原・全人衆の平等な立合検断の実現によって知られるのである。それゆえかつては堅田惣庄の指導層で、堅田の鎮守堅田大宮の宮座に住民を組織して座中での特権的地位を保有していた殿原衆は、全人衆と同等とされたわけであるが、全人衆もまた、本福寺門徒団を構成するとともに、惣村組織の成員でもあり、堅田大宮の宮座のメンバーであったことに注意をはらっておきたい。

以上のように全人衆の在り方をみてゆくならば、それが何ら領主的な性格をもたず、職人層・商人層を中心として結成され、強固な結合をなした平民団体であったことがわかる。これを象徴的に示しているのが、まさに「全人衆」なる呼称であり、正直にして善良なる者、その団体の成員としての責務をはたしうる者、という意を多分にふくんだ市民団を言い表わしていたのである。

とすればそこに、先に触れた「諸人」という用法に類したものを見出せるのではなからうか。「諸人」という名称は、いうまでもなく通常人・平民を意味するものであるから、その語義からみて、堅田の「全人」にきわめて近いものを言い表わしているのとみることが可能であろう。したがって「全人」「諸人」「村人」には、その性格において共通するものを含んでいる、つまり平民団体的性格をもつものと考え、ひとつの見方ができる。それゆえに以下においては、「村人」団体の成員のあり方、その社会構成について、そうした平民団体的性格を見出されうるかどうかを検討してみよう。

奥嶋惣におけるこの問題について、田端氏は若干の指摘をおこなわれている。氏によれば、村人型村落は、「村人——百姓（地下人）」という構造をもち、村人、地下人ともに身分としては百姓である。村人が本座衆であるのに対し、地下人は新座衆に位置づけられる。⁽⁴⁾大座に結集していた村人は個々様々な領主権を獲得しつつ、「大座の名による庄民からの収奪」をおこなっていた。というのも大座を構成する村人は庄内で領主権を行使するべき存在であったからであり、寛正四年（一四六三）の「大嶋鳥居合力事」（146号）に「兩大座村人」と「在家」が二対一（二百文対百文）の比率で出銭していることからしても、村人と在家との経済力の差は歴然としていた。つまり機能面や経済力の点で、村人は村落小領主的性格をもつ上層農民であったわけである。とはいえ永享から嘉吉年間に近江において猛威をふるった徳政一揆や在地徳政を契機に村人の地位はゆるぎはじめ、応仁文明段階には大座村人の率いていた惣に地下人である百姓中が加わり、のちには惣内部の主要な位置を占めることになり、惣庄構成員の下への広がり認めうる。田端氏の見解を要約すれば、ほぼ以上のごとくであるが、ここで述べられた、より隷属的な地下人Ⅱ百姓中の惣庄への参加や、主要メンバーへの成長などを目して、「人民的権利の一定度の開花」とみなされたものと思える。

田端氏の以上のような見解は、例えば畑井弘氏が奥嶋庄について、村人Ⅱ地侍的小領主制から一四世紀段階での惣百姓的規制へとという図式を提起されたこと⁽⁵⁾に類似するとはいえ、村人自体をあくまで百姓身分のものとして位置づけられた点で大きく異なっており、重要な提言であると思われる。また、小農民の成長を問題とされながらも、それを従来のように惣庄から惣村へといったシェーマでとらえることなく、惣郷と惣庄の二重構造と把握されたことも注目値するといわなければならない。さらにみれば、十五世紀中期以前の段階では、上層農民の性格をもつ村人が、大座に個々の領主権を集中して、大座の名によって村人以外の庄民を収奪し、その意味で小領主的に地下支配をしてい

たという理解を示されているが、大座村人による庄民収奪という点に關しては、奥嶋庄の若宮神田土帳の分析をされた佐野雅一氏の見解、すなわち天台寺庵阿弥陀寺の「僧衆」の寡頭支配下で「僧衆」「村人」の独占的私的収奪体系が構築されていたとする見解と一脈を通ずるものといえる。^⑥

「村人」をあくまで百姓身分のものともみなされている、ということは既に触れた。そしてそのことは先にもみたように鎌倉期の段階においてもあてはまるのであり、佐伯・坂上・大中臣らの地侍・名主的性格にもかかわらず武士身分に属さず、「百姓等」として上級領主から把握され、また自らもそのようにみなしていたのである。それゆえに田端氏の指摘は十分に注目する必要がある。とはいえ氏の提言のなかには、なお検討すべきいくつかの問題点を含んでいるように思われる。第一に、このようにして「百姓等」として把握されていた上層農民である「村人」⇨本座衆が、それ以外の小百姓等を含む庄民⇨新座衆を、獲得した領主権にもとづいて収奪していた、とされた点であり、第二に、十五世紀中期に大座が崩壊して村人の地位が低下し、一般中・小農民が惣へ参加してくる、とされた点である。もっともこうしたことは、ごく一般的には言えないわけではない。鎌倉南北朝にかけて、間人・下人等の隷属民の存在はひろく知られている事実であり、室町期にあっても、先にみた「全人衆」の場合のように、「マウ人、タヒウ人、譜代家人、下部」は全人衆と区別された存在であった。したがって「村人」⇨全住人と理解するにはなお慎重を要することは言うまでもない。

まず第二の点から検討してみよう。田端氏は奥嶋に残る嘉吉元年（一四四一）八月日の「奥嶋北津田庄徳政条々事」（128号）を素材にして、その第二条「出拵借錢只可取」により大座の出拵に大きな打撃をこむり、庄民からの収奪は制限を受け、これによって大座⇨村人の地位はゆるぎはじめ、大座の崩壊に至った、とされた。この時期の

前後、近江一帯は徳政一揆にみまわれ、この奥嶋での徳政が出された直後、九月三日の『建内記』には、「近日四辺土民蜂起、号土一揆称御徳政、破借物、以少分押請質物、綺起自江州、守護佐々木之六角令張行」云々、とあり、京辺には土民数万に達したことが記されている。また九月十二日には六角氏の屋形が焼打ちにあい、これを『建内記』は、

近江守護六角入道昨夜没落赴江州云々、是山門領等違乱之間、可振神興於彼在所之由評定、夜前已群集故也、

江州土一揆蜂起自江州称彼入道張行云々、諸人諸領致濫吹以外之由風聞、終当天罰歟、今日馬借已下押寄六角

宿所本宅先度失火
當時在若克許令放火了、

としてゐる。これらの土一揆が「徳政張本之輩」をはじめ惣村の名主百姓層を中心にしてゐたことは改めて言うまでもない。そしてまた六角氏がこうした一揆や惣を中心にした対捍行為を極度に警戒してゐたことは、その式目廿二条に、「不限一庄一郷之働、名主百姓等閉門戸之者、堅可被加御成敗事」とし、犯科人の場合ですら「返忠」、密告を奨励する規定を第三〇条に設けてゐたことからも明らかである。

江州より起り、九月に入つて大規模のものになつた嘉吉の土一揆は徳政を要求してゐたのであり、この点で既に八月の段階に奥嶋の「徳政条々」が奥嶋・北津田の両沙汰人の名で出されたことに注目しなければならない。またその場合でも第六条に「三社之物ハ不可取」として、大嶋、奥津嶋、若宮の神物は除外されており、この徳政が大座村人を中心にして出された在地徳政であつたことが分かる。このことは田端氏の見解に反して、大座が打撃を受けたことを何ら示していないし、さらにはこうした徳政一揆や在地徳政が村人以外の者によつて担われ、村人の地位が低下したと考えることには問題がある。九月以降の嘉吉の徳政一揆に対して、先駆的に両沙汰人の名で徳政がなされてゐる

ことにみる事ができるように、むしろ村人自体がその主体であったことを明白にしているのである。

田端氏は、村人の地位の低下を裏付けるために、これ以降惣庄の田地や山の売券が出現し、文明九年（一四七七）の惣庄売券の売主が村人ではなく「百姓中」としていること（155号）などから、大座の経済的基盤が崩壊し、また大座村人の率いていた惣に百姓中が加わり、かれらが主要メンバーになったとみなされる。しかしながら、この「惣庄売券案文」は本物返しに関するものであり、「若此下地有諸事被申懸人躰者、為百姓中可子細申明者也」とあるものの、「奥嶋番頭衆中仁カキトゝむる也、売眼状あん」と後記されて、担保責任の帰属が「番頭衆中」となっているように、この「百姓中」が村人以外のより零細な人々であったとみるよりも「番頭衆中」——ここでいう「番頭」とは、莊園における番頭ではなく、宮座での番頭であると考えられ、すなわち村人成員に属するものとみなしうる——を指しているのとみたほうが自然ではないかと思える。また神領講田の質入・売買云々というのも、そのことを「依曲事、置手如此」（160号）と禁じているものであって、これは時期によらず各地の惣村などに共通にみられる規制であろう。それゆえにこうした売買からだけでは必ずしも大座の経済的基盤の崩壊を予想することはできず、奥嶋における惣の初出が、貞和元年（一三四五）の、同じ惣のメンバーである沙弥西道への神田売券である（30号）ことからしても、田端氏の見解を首肯するわけにはいかない。

また田端氏は、「村人」にかわって「百姓中」が惣に参加し、主要メンバーになると主張されて、「村人」と「百姓」とが全く別の存在であるとみなされたが、この点についても先にみたように簡単には言えない問題がある。なるほど「百姓中」は前にも触れたように「村人中」と区別される場合のあったことは貞治六年（一三六七）の借米日記（60号）に明らかであるとはいえ、「百姓中」なる表現が必ずしも「村人」以外の中・小農民を示すとは言えないの

である。これらの大座の貸借関係の文書を見ると、多様な経済的、社会的地位にある個人とともに、大座は惣に対して（57号）、また政所や村人中、百姓中（59、60号）などへも貸付をしている。とはいえ惣や、乙名の一員である政所、村人中と、大座とはその実体をほぼ同じくするものであり、ただ関係の次元で別個のものとして把握されて貸借関係が成り立っているのであり、大座村人といえども例外ではない。つまり大座の財産は大座村人に属さず、惣にも属さない独立財産^{II}神物として観念されているために、こうした貸借関係が発生するのである。田端氏の指摘にもあるように、「村人」は大座を構成し、また惣の実体であったのであるから、そのように理解しなかがり、上述の貸借関係を説明することができない。したがって大座財産は関係当事者と密接に係わりつつも、それぞれの個人財産からは分別され、これに対して何人もその完全権を請求しえないものとなった独立財産であり、それ自体が一個の法主体性をもつ存在であったといえる。かようにみた場合、先の貸借関係において現われる「百姓中」も、田端氏の考えられたように、必ずしもストレートに身分的な実態を示しているともいえず——その意味では「村人中」と同一の実態であったとみることもできる——、構成された団体の性格を示していると考えべきであろう。文安六年（一四四九）五月八日の庄主徳承——奥嶋庄の領主であった京都善入寺の在地における代官——の、「奥嶋御百姓中」との約状（135号）に、「及今度御百姓等訴訟上者、於向後国方御用等事者、如先規相共ニ可有談合者也」としているが、ここにいう「御百姓中」「御百姓等」が、大座村人から成る惣の構成員であることは言うまでもない。それは、既に応安三年（一三七〇）の大座納米日記（71号）に、「惣ノ百姓中ヘヤル」とあることから明らかであり、かれらはまた「百姓等」として、田端氏が検討されたように、鎌倉から南北朝にかけての下司・下司代の非法に対して果敢に闘った主体であったのである。

以上検討したことから既に明らかのように、大座の崩壊、百姓中、地下人の登場といった氏の構想は支持することができない。⁽⁹⁾ それでは次に、その問題と深く関連した第一の点について考察してみよう。つまり上層農民である本座衆¹¹ 村人と新座衆¹² 地下人という図式と、そこでの収奪関係を云々できるかという問題である。

これに関して参考となるのは、第一に、鎌倉中期の弘安・正応にかけて、「村人」は横座・中座・シモサ・カメサ・シムサ^(新座)に既に分けられ、その発言権に差があるとはいえず、つねに新たな成員が「新座」に加入していた(10、12号)のであり、隣村中庄との闘争という非常時に作成された永仁六年(一二九八)の「両社神官村人等一味同心起請文」(15号)にみられるように、従来の大中臣氏や佐伯氏など氏族をもつ地侍、名主層以上に、こうした新入座衆として一般農民層の進出がみとめられる。ここでは村人成員として北津田三九名、奥嶋五八名が名をつらねているが、その員数は、中世後期明応二年(一四九三)の「大嶋奥津嶋社神輿装束勸進帳」(166号)⁽¹⁰⁾で、出錢を割当てられた「両庄氏人」、津田庄分六五名、奥嶋庄分四八名と、その数にさほどの変化をみとめられず、奥嶋、北津田という小集落の全住人ではないとしても、それに近い数値を示していると考えられることから、永仁六年の村人成員を、地侍、名主的性格をもつ上層農民に限定することは、すくなくともできないのである。したがって、おそらくはこうした隣庄や庄官非法などに対する闘争を通じて、「村々成評定」(17号)す「名主百姓等」の緊密な結合からなる村落共同体が、鎌倉末から南北朝期にかけて急速に成立したとみられ、なお「村人」団体運営の中枢を上層農民¹³ 旧名主層が掌握していたとはいえず、その成員は多様なものからなっていたのである。そして南北朝期には、例えば応安三年(一三七〇)の対下司代闘争が老百姓道願、西願弥二郎らに率いられていることなど(67号)、その平民団体的性格を強めてゆき、おとな百姓と平百姓からなる民衆団体を形成するに至っている。つまり「惣」という文字がこの時期(貞和

元年)に登場するのと一致しているのである。

したがって、こうした民衆団体の成立は、田端氏が考えられたよりも、かなり早い時期であったとみなしうる。そしてその後の村人成員は、永正九年(一五二二)の大座修理田の売買に署名している油屋兵衛、大工左衛門、嶋ノ東左衛門(174号)などのような、職人層を含んだ平民集団から成り立っていたのである。

このようにみてゆくならば、「惣」という表現のあらわれた翌年に若宮が造設され、それ以降ここに田畑、畝をはじめとして動産・不動産権が多量に寄進・売却される現象のあらわれることも、以上述べてきた事態と無関係ではあるまい。応永年間以降登場する若宮如法経道場とともに、奥嶋での生活の基盤、精神的紐帯として、それこそ村堂の機能をもつに至った若宮の出現は、そこでの共同体の在り方が、民衆団体的性格を強め、まさに「惣」としての緊密な関係に立ち至ったことを示している。

ところで、若宮へ寄進・売却された土地は若宮如法経田として構成されたが、その内容は加地子得分の集積であり、村人は若宮神田Ⅱ免田と加地子得分田という二つの部分からなる堂社領を進退していた。寄進地の多くは作職を留保したままの、留保付寄進であるが、その権利をも放棄して作職や下作職を村人の進退に委ねることもあった。そして加地子納入が履行されない場合、たとえ寄進者といえども改替されて、別人に宛行う権限を村人は与えられていたし、「此下地両庄大座村人毎年検見可有」(125号)とあるように、毎年の検注を義務づけられて、加地子額の軽減をその都度とりおこなうなど、村人は、通常は領主が占めるべき地位にあって、堂社領を進退していたのである。

そのために、先にも触れたように田端氏は、「大座の名による庄民からの収奪」がなされ、村人の地下支配が貫徹した、と理解されたのであるし、佐野雅一氏もまた、村人が「自己の作職改替権を楨杆にして、若宮・如法経道場の

下層構成員から寄進された如法経田部分を中心に私的収奪を強めていった」ことを力説されたのである。

このように村堂財産を惣の上層農民による私的収奪の対象と考える見解は、既に丸山幸彦氏以来定説化しつつある感さえるが、この見解が必ずしも妥当であるといえないことは、これまで言及してきたことから明らかであると思える。今一度その点をも含めて簡単に検討してみると、まず第一に、村人もしくは惣Ⅱ上層農民という図式自体が非常に問題であり、それによれば南北朝期以降、惣的結合がより緊密な高まりに至り、平民団体的性格を強めた段階に一致して村堂への寄進の盛行がみられるという現象を理解できないばかりか、寄進者の多くが村人成員に属しているという点も、この見解に有利とはいえないだろう。そして「村人」と呼ばれるもの自身がそうした階級的理解にはなじまない存在であったことも既に明らかにしたつもりである。第二に、寄進者が作職を留保して子孫へ相続させる場合と異なり、例えば「於下作式者僧衆村人可相計、殷懃之人仁宛行」(119号)といった場合に村人の進退権はより強力なものとなるといえようが、その場合でも、「殷懃之人仁宛行」とあり、それは、「於下作職者、経寺僧満遍評議、可付廉直之器用、更不可有一人自尊之儀⁽¹³⁾」という意味内容を有しており、特定の上層農民に配分されるといった性格を何らもっていないなかったことを確認しておく必要がある。すなわちそれは「一人自尊」を許すものではなかったのである。

また、集積された村堂財産の管理運用について村人は広汎な処分権を委ねられてはいたが、それは村人の間で利益配分されるものではなく、宗教的目的——宗教施設の修理、神事、祭礼をはじめ村人団体の運用のために、究極的には惣村生活の上での財源として使用されるのであるから、私的収奪ということを一面的に強調することは誤解をまねくと思われる。

さらに、先にも若干触れたように、村堂財産は大座の独立財産として把握されていた。それは、個々の惣構成員や、惣、村人のために使用されたわけであるが、その財産について何人も完全権を請求しえない関係にあったために、この財産は恒久財産として、やがて産れくる世代のために永遠に保存することが可能となったのであり、その意味では大座村人も原則的に制約されていた。大座村人は、独立財産たる村堂財産を独占的、恣意的に使用することを認められてはいなかったのである。

以上簡単に述べてきたことからしても、田端氏らの見解が当をえたものでないと考えられるのであり、惣の財産の具体的な在り方を、より多方面から分析してゆくことが今後もおこなわれなければならない。

- (1) 福井県三方郡宇波西神社の諸頭について木立英世氏は、「諸頭には一定の家筋以外の者は絶対になれない。すなわちその権利を売買することも、分家して新たに興すことも許されない。ただし絶家した諸頭の家を、その家名を継ぐことによって家筋以外の者が興すことは許されている」ことを紹介されている。木立「モロトとオハケ」『社会と伝承』六ノ二。また、近世後期から幕末に至る近江地方のモロトの解体過程を検討された原田敏丸氏によれば、神崎郡金堂村に、「天満宮世話仕候室人と相名付候之者十一人御座候」とあったものが、天明三年には、「室人と申候も、村方と申候も、一同氏子之儀ニ御座候」として村方百姓の手で解体されてゆくことが知られる。原田『「もろと」層の解消』『社会と伝承』四ノ二。
- (2) 高牧実氏の「中世末における湖東の宮座」(『聖心女子大学論叢』50)によれば、野洲郡安治村の宮座の天正十八年(一五九〇)三月の神事頭人定書に、「惣むろうと衆」「惣若衆」「おとな衆」「とう人」が見出だされ、特定の家筋に固定化していない「おとな衆」の母体が「むろうと衆」であった。この「むろうと衆」という表現は、中世の「村人」||むらんとか、近世のモロト・ムロトという語に移行する過渡期的な表現形態であるとおもわれ、また諸人・モロウトという形態にも類似している。
- (3) 峰岸純夫「一向一揆」(岩波講座「日本歴史」8所収)。以下の記述は峰岸氏の研究及び「本福寺由来記」「本福寺跡書」(いずれも笠原一男『真宗における異端の系譜』所収)を参考にしてている。

(4) 田端氏前掲書、八〇頁。

(5) 畑井氏前掲書。

(6) 佐野氏前掲書。

(7) なお、山門の神輿を振るといふ方式は奥嶋の場合にもうけつがれており、康永元年(一三三二)二月日の「両庄村人衆議置文」(29号)に、隣村の中庄の孫三郎が供齋用の恵利を切り落としたがために、両庄村人一同が神木を振り、神輿を奉じて発向したことが記されている。このように山門と奥嶋とのつながりは浅くなく、山門が元龜二年(一五七二)信長によって焼打ちにされるのと同時に、奥嶋の阿弥陀寺もまた焼打ちされたこともそのことを裏付けている。奥嶋の中腹に位置していた阿弥陀寺は、例えば文安元年(一四四四)の「大嶋社撞鐘勸進日記」(130号)に、「奥嶋分」「津田庄分」と並んで、「阿弥陀寺分」とされているように、奥嶋惣と親密な関係を保っていた天台系の寺庵である。

(8) この点に関しては宮島氏も同様の疑問をもたれている。宮島氏前掲書、六四頁以下。

(9) なお田端氏は「村人」と「百姓中」という区別と同一のものとして地下の存在を挙げられ、明応元年(一四九二)十二月四日の「奥嶋惣庄置文」(166号)をもとに、地下の人衆を村人とは異なるものとされた。この置文は以下の五項目よりなり、
「さた人、をとな、政所貞正がそれぞれ花押し、置名している。この沙汰人が、惣の宿老を指すことは、田端泰子氏の「徳政一揆に関する一考察」(日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』所収)二二四頁以下により明らかである。この置文は、

(在家)

(衆役)

(輩)

(地)

(衆)

① さいけをひき、しふやくをはつすともからニをいてハ、ゑい代ち下の人しふに入可からさる事、

② さいけをひくについてハ、いへを出可事、

③ いゑを出はやないハ惣庄へとる可事、

④ さやう人の山はたあるハ、惣庄ち行となる可事、

⑤ 山はたの事ハ、た所へうりかいにす可からさる事、

(売買)

(盜)

うりかう物あらハ、たう人とある可也、右をき文如件
とあり、入会地的性格をもつ山島に関するものと、在家役負担、衆役負担について定めているが、ここで言う地下の人衆

中世奥嶋における「惣」と「村人」

惣の成員を村人とは別のものと考えさせる事柄を何ら含んではいない。田端氏は「村人」及び地下をそれぞれ階級的差異として把握されているために、そのような理解をされたのであるが、「村人」は階級的な関係にあるものではなく、信徒共同体をなし、かかるものとして惣の成員となっていたのであって、多様な成員を含みうる性格をもつ。この置文は成員権を中心に、権利関係を基本としたものであるが、これは先にみた今堀の事例に等しいものであり、村人と村人でない者との制裁の相異を参考にすれば、地下の人衆からの排除は成員権剝奪が「村人」としての地位の剝奪を意味すると考えられる。したがって地下人というのが、先にみた「百姓中」「百姓等」の場合と同様、村人を指すものであって、それ以外の階層を示しているとは言い難いのではなからうか。

(10) なお、「勸進帳」での出銭が割りあてられたものであることは、その表紙に「両庄氏人人別十文ツ、」と井上聖が記し、

なおそれ以上の額については、「四十文内廿五文等山崎こけ」のように割当額のうちの出銭のうちわけを記載していること

十五文 (後家)
廿九日

から知れる。この「勸進帳」では阿弥陀寺の「寺衆沙汰人」十一人が各々十文づつ、また津田彈正殿以下の庄官クラスとは別に津田庄分・奥島庄分とされていて、その出銭内容は、10文 \parallel 18人、20文 \parallel 11人、30文 \parallel 24人、40文 \parallel 28人、50文 \parallel 17人、60文 \parallel 4人、70文 \parallel 1人、80文 \parallel 2人、90文 \parallel 1人、100文 \parallel 4人と50文以下が大半を占める。そのうち11名については油屋・大工・かち・かさかけ大工・こうや・研屋といった職人であり、また12名の者が後家であった。この後家に関しては、関口恒雄氏が「惣結合の構造と歴史的位位置」(『経済志林』32ノ2)のなかで菅浦惣の事例をもとに、諸負担がある場合には均等に、ある場合には軽減されて賦課されていること、またその後戦国期段階での掟中になると、「後家可惣惣並事」と規定されたことを指摘されているのが参考となる(一一一頁以下)。

(11) 今堀における集落の在り方については、仲村研氏が、文安五年(一四四八)の掟、「寄合ふれ二度仁不出人者、五十文可為咎者也」より、村落成員が神社の触れ大鼓を聞きとどけうる範囲内に居住していることを前提にしている、という注目すべき指摘をされている(『今堀日吉神社の村掟』、『歴史公論』五所収)が、奥嶋・北津田にあって、その集落規模はさほど大きくはない。しかも、例えば文明元年(一四六九)の奥嶋惣庄の手になる「奥嶋若宮神社土帳」(148号)に明らかかなように、その内部に、より小規模の惣——ここでは涌出惣のみであるが——を包含しており、そのために通常の村落規模でし

かないのにもかかわらず、「惣庄」という名称を用いていると考えられる。

(12) 丸山幸彦「莊園村落における惣有田について——近江国得珍保を中心に——」(『中世の権力と民衆』所収)

(13) 徳治三年二月日僧長賢寄進状(『禅定寺文書』三六号)

三

以上、中世奥嶋にみられる「村人」を中心にして考えてきたが、それは特定の村堂に付属する信徒共同体としての性格を濃厚にもち、かかるものとしてかれらは、共通の守護神に敬意をあらわすために、共同して厳肅な宗教上の儀式をおこなわねばならなかったが、そうした祭儀にもちいる料理や酒等についてまでも厳格に規定されていた。「村人」の共同飲食に神もまた参加していたからである。そしてこうした守護の神々に対する不敬がきびしく処罰されたことは言うまでもない。康安元年(一一三六一)の「又次郎男罪科事書」(54号)の第一条に、「毗沙門堂札ヲ盜切事」が挙げられていることはこのことを示すし、今堀にあっても、例えば応永三十二年(一一四二五)十一月日の「今堀郷座主衆議定条々事」に⁽¹⁾

一堂拝殿葎私不可立、

一大鼓私不可打、

一堂宮前私物早、勝灰不可行、^(敗)

一打板私敷不可署、

右於此旨違背輩者、可三百文答行、猶以任我意人者、末代可被停止座主者也、仍所定如件、

中世奥嶋における「惣」と「村人」

と、村堂の神聖さの保持のために衆議でもって定めている。「村人」の成員は、神事、祭礼、「やしろうつとめ」(7号)等々の勤仕をはじめ、様々な用務や経済的負担をはたさなければならなかった。永正元年(一五〇四)の今堀惣の「座抜日記」は、十五名の者が、「門兵衛 依無力座ヲ拔早」、「若兵衛五郎 百文之未進有之依座ヲ拔早」などとおるように、「無力」であるか、経済的負担の「未進」によって座公事を履行しないがために、座衆から排除されたことを記している。それは仲村研氏の指摘にもあるように、「三八文でも老貫文でも四斗六升でも、額の多少によらず、未進の主体が座衆である限り、座抜きの対象になる」といふ厳格なものであり、成員としての資格を維持しつづけることが容易でなかったことをうかがわせる。

このようにして村堂に結集していた「村人」は、村落住民全員によって構成されていたのではないにせよ、それに近いものからなり、南北朝期を通じて平民団体的性格を急速に強めていたが、かれら「村人」の結合は神によって支えられ、宝前でむすんだ神聖な契りを通じて、緊密でより強力なものとなった。「村人」のこうした在り方は、いうまでもなく惣的結合、惣村自治に強く反映している。わが国中世の惣村において、村落内部の小規模な草堂が村落共有の村堂として、名主百姓からなる村堂結衆に担われて登場し、惣的結合の中核を形成していることが近年次第に注目されてきつつあるのも、人々の連合の原理的な部分に、宗教が深く関与しているからにほかならない。そしてそれが自律的団体の結成を漸時促進させていったと考えられるが、ここではこうした惣村の自律的性格に関する若干の問題を検討して、本稿をおえることにする。

惣村結合の特性について、例えば横井清氏は、今堀や奥嶋にみえる掟書類を検討されて、「農民結合のうみ出した申し合わせ条項をいろいろと整理してみると、次のような点に気付くことであろう。まず第一には、外来者に対する

徹底的警戒、第二に住民追放規定の存在、この二点である。」⁽⁴⁾とし、「惣的結合の発達——固定化が、農村地域における被疎外者、没落民等々の、「農民」——いっそう具体的にいうならば、「百姓」としての再生をまず不可能にちかひものとしていったのであって、いわゆる卑賤観というものが、一般庶民層の間にはつきりと浸透し、行なわれるにいたる時期として、わたくしどもは、かかる郷村制の展開期をそもそも重要視すべきではなかったかとさえ思われる。」⁽⁵⁾と述べられた点は、惣村の自律性を検討する上でも、なお考えねばならない問題であるとおもえる。即ち横井氏の見解には、惣的結合の促進・強化が内側に閉鎖的に作用して、内部の統制、締めつけ、あるいは一部の者の疎外を強要するという前提が当然にある。したがって惣的結合とは強制による内部結合の別名でしかなく、そのこと外部からの孤立もしくは外部との隔絶（「外来者の遮断」）は必然的な関係にあるといわなければならない。つまりそれは恐怖にもとづく共同体なのである。もっとも横井氏は、惣的結合がどのような社会層によって担われているのか、あるいは内部規制がどの方向にむいているのかといった問題を捨象してしまったがために抽象的な見解表明にならざるを得なかったが、惣村問題を把握する仕方としては、より基本的な観点を提起されたといえよう。

横井氏が最初に挙げられた「外来者に対する徹底的警戒」については、氏も引用された今堀の掟類が問題となる。その初見は、長禄四年（一四六〇）十一月一日付の村掟第四条「^(旅)タヒウトラクヘからず」であるが、仲村研氏によれば、それに類したものは、延徳元年（一四八九）十一月四日の地下掟第七条の「他所之人を地下ニ請人候へて不可置候事」や、弘治二年（一五五六）の村掟第一条「とまり客人きんせひの事」、第二条「如何様之雖有用所、旁々無安内者内江不可入事」などの条目がある。これらを一見するならば、郷民達の外来者に対する警戒心を容易に読みとることができる。しかしながらなお注目せねばならない点は、「地下ニ請人」のある場合、あるいは「案内」のある

場合には、この規制が適用されなかったという点である。今堀惣の場合、得珍保商人団の一員として、各地に通商を求めてゆくのが日常であったが、愛智川の枝村商人ばかりでなく、岐阜、桑名、若狭等の商人、職人等が来訪することもまれではなかったであろう。とすれば、地下の請人が存するのは、単に親類・縁者・知己に限らず、相当広範囲の人々の出入、交流を推測することもあながち不当とはいえないのではなからうか。もともと近江国朽木村等の事例から推しても、例えば塩物は若狭の小川・熊川の商人からの購入を代々例としていたといつたぐあいに、古くからの深い絆——人的交流が重視されていたことはいうまでもなからうが、それを基盤にした様々な関係の網の目がはりめぐらされていたであろうし、今堀の「請人」や「案内」を請える状況も、その文脈のなかであらためて考察されねばならないのではなからうか。

ところで、このような今堀の事例は、ひとり今堀のみならず、中世全般の様相であった。この点について河音能平氏が『吾妻鏡』貞永元年十一月十三日条を引用されて、「第一にかかる小百姓層農民が一旦飢饉にあえばたちまち旧居をすて『浪人』となつて『縁辺』をたずね新しい生活の場をもとめなければならぬ村落定住民として経済的・社会的に身分的に不安定な農民層であったことを示しているとともに、第二に『止住』に定住する場合には、村落成員としての『庄園之百姓』に何らかの『縁』によつて『扶持』される必要があることを示している。……『百姓』に対して何らの『縁』をもたない者は、身分的には『非人』（非定住民）とみなされたのである。」と述べられていることに注目すべきである。古代から中世全般にわたる慢性的な飢餓状況を前にして、つねに没落の危機を内包していたのは小百姓層にかぎられないが、ともかくも何らかの「縁」を頼りにして、下層の人々もまた渡つてゆけたことに重大な意義を認めねばならないであろう。中世の人々の移動の激しさは、このような「縁」の存在を想定する

ことなしには理解することができないのである。⁽⁹⁾とはいえ、こうした「縁」とは無関係に、入り込み、通り過ぎる多くの人々がいたこともまた事実であり、そのような外来者に対する警戒心が全くなかったと断定することもできないであろう。それについて考慮すべき点は、横井氏も言及されている、上部より発令されるこの種の禁制との関係であり、さらに今後検討される必要がある。⁽¹⁰⁾第二に考慮されねばならないのは、対領主、もしくは他庄・他村との敵対的状况の存在である。つまり、慢性的な闘争状況のもとに置かれた集団のもつ問題である。

このことは横井氏が挙げられた第二の点、すなわち「住民追放規定の存在」とも密接に関係してくるといえるだろう。このような追放規定が、惣内部の違反者に向けられていることは言うまでもないが、惣の置かれている状況や、その規制がどのような方向に働いているのかを、さらに子細に検討しなおさなければならぬ。

奥嶋惣における村掟の初見は、すでに述べたように弘長二年（一二六二）十月十一日の「庄隠規文」（2号）であるが、そこには「……此等之不思議ヲ、於悪口輩者、可被追却御庄内、兼又云妻云女子息、若付を^(村)千万被致悪口者、小屋も可払焼者也」と申し合せている。この隠規文について畑井弘氏が、「何一つ具体的な事を規制しておらず、『可塞悪口不思議』という道德律のような内容にとどまっている」とみなされ、「在地内部の矛盾に対処したもの」、すなわち村落共同体の長老達が「悪口不思議」の所業から「村落相互の利害対立が表面化し、奥嶋という一つの地縁社会の連帯性に破綻が生じ、ひいては彼ら村落支配者層相互の共通の利害関係にまで溝をつくるような事態を招かぬよう、それぞれ在住村落の住民を掌握・規制していこうと衆約を交わしたのである。ただし、それにもかかわらず、この隠規文は第一次的複合村落の解体を告白する口上書以外の何ものでもないと思われる。」⁽¹¹⁾と主張された点は、すこし問題があると思われる。はたして氏の言われるような、あいまいで、ばくぜんとした村掟が、これまで中世に存

在したかということ自体が疑問である。ましてや「悪口」が道徳律であるわけがなく——この点で鎌倉幕府法における裁判での「悪口」が厳格な処罰対象であったことも想起されるべきであるが——、やはり対外部への通謀や裏切り行為として把握すべきなのである。さらにまた永仁六年(一一九八)六月四日の「両社神主村人等一味同心」の置文(15号)では、「当社供祭江入^(畷)、為中庄々官百姓等依被切捨、致訴訟処、若於此沙汰、或致返忠、或両庄於乱衆議物者、両庄一同庄家追出、可加刑罰者也」とあるように、隣庄との争訟において、かような村掟——住民追放規定を含んだ——が、鎌倉中後期において出現してくることに注目しておきたい。しかも「悪口」、「返忠」≡密告・裏切り行為に対応する制裁は、かならずしも庄内の下層の人々に対してのみ向けられているのではなく、法定立に携わった人々自身にも向けられているのであり、自らそれを約しているのである。このような「返り忠」に対する制裁を定めた掟書は、中世の惣村全般にみられるものであるが、それに対応するものとしては、例えば六角氏式目三〇条に、

たとひ盗人たりといへども、返忠を致さば、その咎を免れ、悪党跡職、訴人御褒美物としてこれを給はるべし。とあり、惣の集団的闘争に極度の警戒をはらっている六角氏としては、単に刑事犯罪にとどまらず、かような内通を様々な機会に奨励したであろうと思はれるのであって、時によっては惣の存立自体に係わるものであったといえる。さらにまた、惣村の闘争が対領主のみならず、他庄・他村との紛争にあつても激烈をきわめたものであることは種々の事例によつても明らかであるが、羽下徳彦氏が指摘されたような、敵対する者の属す村落の成員であれば誰れに対しても、正当な報復をなすといった事態もまれではなかつたのである⁽¹²⁾。

このように惣における規制の厳格さ——それを遵守することが成員たる資格である——は、惣の自律性を維持する上での死活的な問題ではあつたが、そのことは先に触れた自由な人的交通と矛盾するわけがなく、他郷、他村との広

範囲にわたる連携関係の存在は枚挙にいとまがない。この点仲村研氏が、「保内商人は小幡・石塔の商人と激しい争いを繰り返しながら、他面では伊勢山越商人として四本商人という形の結合を天正年間まで維持しているという」一見相矛盾するような関係があり、「この点に焦点を当てなければ、『中世後期における近江商人の二重三重の地域連合、商人同盟の形成』の問題は容易に解けないと思う。」と述べられたことは、この問題の的をついているように思われる。あるいはむしろ、このように内部的闘争をくりかえしつつ、同時に共同して他にあたってゆくという社会集団こそが、中世における集団原理の基本的な特質であると理解すべきであるかもしれない。先にみた奥嶋庄百姓と中庄との闘争も、それが恒久的な争いでないことは、寛正四年（一四六三）等の大嶋鳥居合力に際して、下司方の津田殿、中庄殿などとともに「中庄むらんと」が、円山惣庄、白部惣庄等に並んで出銭している例（146・146号）をもちだすまでもなく明瞭なことがらなのである。このように闘争しつつ共同するという一見相矛盾するかにみえる性格は、何も村落間、集団間のみ現象するものではないようである。その意味で『甲陽軍鑑』を検証されて、「中世を中世として特色づけるものとして、中世人が新しい多様な人間結合の形態創出に情熱的でありつづけたことを、システムとしての新しい集団の外から推定するのではなく、内側から、集団の内部でそれを固めていく人間の営みとして、具体的にとらえ」ようとした益田勝実氏が、集団内部の一個の生活規範として、「糺弾しつつ後事を託す独特の態度」を検出されたことに注目しておきたい。⁽¹⁴⁾

以上、中世の惣的結合の在り方、それもより開放的な側面を中心に考察してきたが、残された課題はあまりにも多く、検討した問題も不十分なまま未消化におわった点がすくなくない。とはいえ、こうした中世における集団や法共同体が、その後どのように変容させられ、解体されるか、という古くからの問題について、今後自分なりに研究を進

めてゆきたい。

- (1) この史料及び次に掲げる「座抜日記」については仲村研氏がすぐれた解釈をおこなわれている。仲村研「近江国得珍保今堀郷の『惣』覚書」(『社会科学』11所収)
- (2) 仲村氏前掲書、一四七頁。もっとも、仲村氏のこの指摘は、氏が「座公事」を経済的負担と定義されたにもかかわらず、それに限定されないことを暗に示している。また半数以上の者が「無力」であることから、その資格をうばわれていることをも考えるならば、むしろ、成員としての責任をはたすことができないう点を基本にして考えられているとみられ、その一側面が経済的負担としてあらわれてくるといえる。つまり権利関係をもとにして成員の問題は考えるべきではなからうか。また、それ以外にも「村人」の衆議によって定められた様々な法に違反した場合、「村人」成員の資格が剝奪されたことはいうまでもない。そのことについては後述する。
- (3) 例えば、浅香年木「中世における地方寺院と村堂」(『北陸史学』二二、二二〇)、上井久義「中世村落と社・寺・堂」(日本宗教史研究会編『共同体と宗教』所収)、石田善人「中世村落と仏教」(同『共同体と宗教』所収)、石田「都鄙民衆の生活と宗教」(岩波講座新版『日本歴史』6)、赤松俊秀監修『日本仏教史』II三三二頁以下。
- (4) 横井清「中世における卑賤観の展開とその条件」(横井『中世民衆の生活文化』所収)二四八頁。横井前掲書、二五一頁。
- (5) 横井前掲書、二五一頁。
- (6) 仲村研「近江国得珍保今堀郷の村掟」(竹田聴洲博士還暦記念会編『日本宗教の歴史と民俗』所収)二四五頁。
- (7) 『朽木村志』二六五頁。ところで若干観点は異なるが、近年戸田芳実氏によって、都市・農村間にみられる種々の人的交通形態の分析が精力的に行なわれているが、そこにも「縁」の絆が強く反映しているのを読みとることができる。戸田「王朝都市と荘園体制」(岩波講座新版『日本歴史』4所収)
- (8) 河音能平「中世社会成立期の農民問題」(河音『中世封建制成立史論』所収)一七〇頁、註18。なおこの点で、永徳四年(一三八四)四月の松浦党一揆契諾状に、
 - 一 令抑留地頭得分負物、或無故令逃散土民百姓等之事、相互不可扶持置領内矣
 - 一 各下人等捨主人、令居住他村之事、随聞及而、於扶持領主致訴訟之時者、任定法直可被渡主人方、(下略)

とあり、縁をたよって村落百姓・在地領主により扶持される土民百姓・下人層が、かなり広範囲に存し、かつ国人層がそのことに重大な関心を寄せていたことを知りうる。このような人返令の浸透が次第に「縁」の紐帯を破壊していった——完全にはないが——であろうことは十分に予想できる。

- (9) しばしば引用され、横井氏も言及されている近江国菟川の「浪人」の場合もまた、「彼輩雖浪人之号、根本就住人之所縁、令居住、或経四五代、或及三三代、既送数十年星霜」と称され、「当所居住免除下知状」を荘園領主より得ているが、それは横井氏のいわれるような「中世における浪人の農村復帰の数少ない例の一つ」（横井前掲書二五二頁）では全くなく、「吾妻鏡」貞永元年十一月十三日条に、「被施于往反浪人等、於尋縁辺上下向輩者、勤行程日数、与旅粮、至称可止住由之族者、預置于此庄園之間百姓、被扶持之」と、幕府が指示していることからしても、「数少ない」とは考えることができなものである。このような飢饉のみならず、鎌倉幕府の方針として、浪人招居が奨励されたことはいうまでもない。より詳しくは山本隆志「浪人と中世村落」〔『史潮』新4号所収〕を参照せよ。なお永原慶二「村落共同体からの流出民と荘園制支配」(永原「日本中世社会構造の研究」所収)二七二頁以下では、このような浪人⇨間人層の差別視を問題にされ、領主支配・収奪にもっともさらされ、かつ領主への隷属性を強めてゆく階層として把握しようとされている。とはいえ、こうした見解が成り立つためには、さらに、浪人・間人層の本来持つところの浮動性や流動性と、相矛盾なく説明される必要がある、と思われる。

- (10) 先述した請人についても、縁を契機にした人的交通の拡大という点から考えた。しかしこれについても近世の段階での身元保証をさせるといふ警察的関心のために権力によって設けられた請人制度につながる可能性もないわけではない。

高柳真三「徳川時代の身元保証」〔『法律時報』3ノ5所収〕この点さらに検討する必要がある。

- (11) 畑井氏前掲書、九八頁以下。

- (12) 羽下徳彦「故戦防戦をめぐって」〔論集中世の窓』所収〕一二四頁以下。

- (13) 仲村「近江国得珍今堀郷研究の成果と課題」〔『社会科学』20〕一五九頁。

- (14) 益田「集団のなかの人間——中世の一掃結としての『甲陽軍鑑』——」〔『伝統と現代』44〕。